

鈴鹿市水道料金等包括業務委託公募型プロポーザル方式に係る募集要領

鈴鹿市水道料金等包括業務委託の実施にあたり、次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定を行うため、参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書（第1号様式）に必要な書類を添付の上、提出すること。共同企業体として参加する場合は、共同企業体参加申請書（第2号様式）も提出すること。

1 業務概要

(1) 業務名

鈴鹿市水道料金等包括業務委託（以下「委託業務」という。）

(2) 業務の履行場所

鈴鹿市上下水道局（以下「上下水道局」という。）内に事務所を置き、鈴鹿市給水区域全域及び上下水道局が必要と定めた区域

(3) 業務内容

「鈴鹿市水道料金等包括業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和13年3月31日までとする。ただし、契約締結日から令和8年3月31日までの期間は、業務準備期間（移行期間）とし、その期間に要する経費は受託事業者の負担とする。

(5) 業務履行期間

業務履行期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(6) 委託業務に係る委託料の上限額

（総額）1,318,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）を予定価格とし、提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

※上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

(7) 提案見積書及び積算内訳書

提案見積金額は、委託業務全体に要する費用の総額（消費税及び地方消費税を除く。）を記入し、また、年度別に積算内訳書も添付すること。

(8) 契約保証金

契約金額の10分の1以上とする。ただし、上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額が契約金額の10分の1以上）を締結した場合は、免除する。

2 参加資格要件等

(1) 参加資格者の構成等

プロポーザルに参加できる者（以下「参加資格者」という。）の構成等は次のとおりとする。

- ① 参加資格者は、単独企業または複数の企業により構成される共同企業体とする。
- ② 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は3社とする。構成員の中から代表企業を1社定め、代表企業は委託業務の総括責任を負うものとする。
- ③ 参加資格者である単独企業及び構成員は、他の共同企業体の構成員になることはできない。

(2) 参加資格者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。ただし、共同企業体での参加の場合⑦から⑫の要件はいずれかの構成員が満たすものとする。

- ① 鈴鹿市入札参加資格者名簿の「2506：上下水道料金徴収」の業種に登録されていること。共同企業体での参加の場合、代表構成員が鈴鹿市入札参加資格者名簿の「2506：上下水道料金徴収」の業種に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。その他関係法令、規則等に違反していない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 本件に係る公告日から契約締結日までの間に、鈴鹿市から資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦ 鈴鹿市入札参加資格者名簿の建設コンサルタント「5313：土木・上水道及び工業用水道」及び「5314：土木・下水道」部門に登録されていること。
- ⑧ 給水人口10万人以上の水道事業体において、令和2年4月1日以降に水道事業の受付窓口、検針、開閉栓、収納、滞納整理及び給排水工事申請の審査・検査等の業務を包括した業務委託契約として、2年以上継続

して受託し履行した実績を有し、かつ、委託業務の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。

なお、給排水工事申請の審査・検査等については、前段の包括した業務委託契約と別契約の実績でも可とする。

- ⑨ 2年以上の実務経験を有する業務責任者を常勤で配置できること。
- ⑩ 給水装置工事主任技術者の資格を有する者を1名以上配置できること。
- ⑪ 公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）が実施する排水設備工事責任技術者試験に合格し、公社の合格者名簿に登載され、下水道排水設備工事責任技術者証の交付を受けた者を1名以上配置できること。⑩と兼任も可とする。
- ⑫ プライバシーマーク及びISO27001の情報セキュリティ関連認証を取得していること。

3 実施方法

（１） 審査委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び受託候補者を選定するため、鈴鹿市水道料金等包括業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、参加申込みをした参加資格者の審査を行い、資格があると認めた参加資格者（以下「提案事業者」という。）から提出された業務提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）を審査の上、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、最も評価が高い提案事業者を受託候補者として選定する。

（２） 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施する。

	内 容	実 施 日	備 考
1	参加募集の公告	令和7年6月11日（水）	
2	参加申込書等の提出期間	令和7年6月11日（水）から 令和7年6月30日（月）まで	
3	審査委員会による参加資格 の審査	令和7年6月30日（月）から 令和7年7月11日（金）まで	
4	参加資格審査結果通知	令和7年7月22日（火）	
5	提案書等の作成に必要な 資料の閲覧期間	令和7年7月23日（水）から 令和7年8月1日（金）まで	
6	提案書等の作成に係る	令和7年7月23日（水）から	

	質問書の提出期間	令和7年8月1日（金）まで	
7	質問書に対する回答	令和7年8月8日（金）	
8	提案書等の提出期間	令和7年8月12日（火）から 令和7年9月8日（月）まで	
9	プレゼンテーション及び ヒアリング開催通知	令和7年9月11日（木）	
10	プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和7年9月25日（木）	
11	審査委員会による審査、 受託候補者の選定	令和7年10月2日（木）	
12	選定結果通知	令和7年10月9日（木）	
13	契約内容に関する打合せ	令和7年10月下旬	
14	契約締結	令和7年11月上旬	
15	受託事業者準備期間	契約締結日から 令和8年3月31日（火）まで	
16	委託業務開始	令和8年4月1日（水）	

※注意事項

- ① 日程については、現在の予定であり、変更する場合は事務局より連絡する。
- ② 提出期限における受付時間は、いずれも午後5時15分までとする。
- ③ 書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行うこと。

4 参加申込み手続等

- (1) プロポーザル参加申込書等の配布は、次のとおりとする。

鈴鹿市上下水道局ウェブサイトからダウンロードすること。

<https://www.city.suzuka.lg.jp/suido/1002380/1002391/1015288.html>

- (2) 参加資格者は、プロポーザル参加申込書（第1号様式）に必要書類を添付の上、期限までに提出すること。共同企業体として参加する場合は、共同企業体参加申請書（第2号様式）も提出すること。

なお、参加資格者の参加資格を審査した上で、提案事業者を決定し、プロポーザル参加資格審査結果通知書（第3号－1又は2様式）により通知する。

<添付書類>

- ① 会社概要関係書類

設立年月日、所在地、資本金、事業内容、社員数、社歴、組織図等が確認できるもの

② 財務状況関係書類

直近3か年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書

③ 業務受託実績表（第4号様式）

④ 業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類

⑤ 情報セキュリティ関連認証を取得していることを証明できる書類の写し
プライバシーマーク及びISO27001等の認証取得状況が証明できるもの

⑥ 法人税、消費税及び地方消費税並びに所在地（住所地）における市税
（法人又は代表者）の完納証明書

⑦ 契約書又は協定書の写し（第2号様式提出時のみ）

（3）提出期間

令和7年6月11日（水）から同年6月30日（月）までとする。

（令和7年6月30日（月）午後5時15分必着）

（4）提出先

上下水道局営業課料金グループ

（5）提出方法

提出方法は、参加資格者による持参又は郵送とする。郵送の場合、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかの方法とし、必ず上下水道局営業課料金グループ（TEL059-368-1670）に連絡すること。（電子記憶媒体、ファクシミリでの提出は認めない。）

（6）参加申込書提出後の辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（第5号様式）を、令和7年8月1日（金）午後5時15分（必着）までに提出すること。

5 資料の閲覧

提案事業者に対し期間を定め、提案書等の作成に必要な資料の閲覧を実施する。なお、次の期間以外の閲覧は認めないものとし、期間内に閲覧しない場合は、資料の閲覧の必要がないものと判断する。また、資料の閲覧に際し、資料の持ち出しは認めない。

（1）閲覧期間

令和7年7月23日（水）から同年8月1日（金）までとする。

（土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

（2）閲覧場所

上下水道局別館1階 営業課

（3）閲覧資料

- ① 参考業務量
- ② 帳票等関係書式

6 提案書等の提出

提案事業者は、プロポーザルの実施に係る提案書等を作成の上、期限までに提出すること。

(1) 提出期間

令和7年8月12日（火）から同年9月8日（月）までとする。

（令和7年9月8日（月）午後5時15分必着）

(2) 提出先

上下水道局営業課料金グループ

(3) 提出方法

提出方法は、提案事業者による持参又は郵送とする。郵送の場合、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかの方法とし、必ず上下水道局営業課料金グループ（TEL059-368-1670）に連絡すること。（電子記憶媒体、ファクシミリでの提出は認めない。）

(4) 提出部数

① 業務提案書（第6号－1様式）、（第6号－2様式）

正本1部、副本10部

② 提案見積書（第7号様式）

正本1部

③ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（第8号様式）

1部

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容は、次に掲げる事項について作成すること。

- ① 業務受託実績表（第4号様式）
- ② 業務体制及び業務執行計画（業務移行体制及び移行計画も含む。）
- ③ 地域貢献（地元経済・地元雇用）に関する考え方
- ④ 受付窓口業務に関する考え方
- ⑤ 検針及び調定業務に関する考え方
- ⑥ 開閉栓、メーター管理、定期交換管理及び受水槽業務に関する考え方
- ⑦ 収納業務に関する考え方
- ⑧ 滞納整理・債権管理業務に関する考え方
- ⑨ 電算システム（料金システム、給水装置工事台帳システム）の構築及び運用（電算処理を含む。）業務に関する考え方
- ⑩ 給排水業務に関する考え方

- ⑪ 合併処理浄化槽補助金業務に関する考え方
 - ⑫ 給水装置（委託者管理部分）の故障等に関する考え方
 - ⑬ 研修体制に関する考え方
 - ⑭ 個人情報保護に関する考え方
 - ⑮ 災害及び緊急時対策等危機管理に関する考え方
 - ⑯ その他の業務提案
- (6) 業務提案書の作成方法
- ① 業務提案書の正本の表紙は第6号－1様式、副本の表紙は第6号－2様式を使用し、提案事業者名（正本のみ記載）、提出日を記入し、副本には通し番号を記入の上、正・副本ともに最初に目次を付け、各頁に番号を記入し提出部数ごとに綴り提出すること。
 - ② 業務提案書の作成にあたっては、日本語を使用し、日本産業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじとし、正本1部、副本10部を提出すること（A3版を使用する場合には折り綴りとする。）
- (7) 注意事項
- 業務提案書の内容に見積金額は記載しないこと。
- (8) 提案見積書
- 提案見積書には、各年度の積算内訳書を添付し、業務提案書とは別に厳重に封かんし、1部提出すること。
- (9) 積算内訳書の内容
- 提案見積書に添付する積算内訳書には、そのもととなる単価、工数（人・日）、その他必要な経費の区分が分かるように記載すること。
- (10) 提案書等の取扱い
- 提出期限以降、提案書等の書類差し替え、追加及び再提出は認めない。
- (11) その他
- 提案書等の作成に係る費用は、提案事業者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しないこととし、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）等の法令に基づき、公表する場合がある。

7 提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（第9号様式）により質問内容を電子メールにて提出すること。
- E-mail egyo@city.suzuka.lg.jp
- メール件名 「委託業務プロポーザル提案書質問について（提案事業者名）」
- (2) 提出期間は、令和7年7月23日（水）から同年8月1日（金）の午後5時15分までとする。

- (3) 質問に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行わないものとする。なお、すべての提案事業者に対し、すべての質問に対する回答を令和7年8月8日（金）に電子メールで行う。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等が提出された後、審査委員会は、提案事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング開催通知書（第10号様式）により通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは各提案事業者30分以内とする。プレゼンテーション終了後、ヒアリングを30分程度行う。

(3) 実施方法

自由形式とする。希望する提案事業者は、電子機器を用いて行うことができる。プレゼンテーションで使用する機器は、提案事業者において用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは上下水道局で準備する。

(4) 提案書等提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

(5) 出席人数は、提案書等の内容を熟知している3名までとする。提案書等提出時に出席者の所属及び役職、氏名をプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（第8号様式）により届け出ること。

※ プレゼンテーション及びヒアリングの実施については、中止又は実施方法を変更（書面審査及びオンライン審査）する場合があります、その場合は事前に提案事業者へ連絡する。

9 プロポーザルの審査方法等

(1) プロポーザルの審査方法及び受託候補者の選定方法

審査委員会は、選定基準に基づき、提案事業者の提案書等の各項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点の平均点が150点以上で評価基準総合点が最も高い提案事業者を受託候補者として選定する。

評価基準総合点が同点の提案事業者が複数あった場合は、提案見積に関する事項の得点が高い者を受託候補者として選定する。また、提案見積に関する事項の得点が同点であった場合には、抽選により選定する。

なお、参加事業者が1者であった場合にも、評価基準総合点の平均点が150点以上の提案事業者を受託候補者として選定する。

- (2) 評価基準総合点は、項目ごとに審査委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。

10 選定結果の通知

- (1) 受託候補者には、プロポーザル選定結果通知書（第11号様式）を送付する。
- (2) 受託候補者に選定されなかった提案事業者には、プロポーザル非選定結果通知書（第12号様式）を送付する。
- (3) 受託候補者に選定されなかった提案事業者は、結果通知書到着後10月20日（月）まで、非選定結果について書面（様式は問わない。）により説明を求めることができる。なお、提出方法は、持参又は郵送とする。

ただし、選定結果の説明は、提案事業者の評価基準総合点及び順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の提案事業者に関する説明要求は認めないものとする。

11 失格要件

受託候補者が法令等に違反又は次の各号に掲げる事由に該当した場合は、選定結果に関わらず、選定結果を取り消し、失格とすることがある。

- (1) 提案書等の内容に関して不正行為が認められた場合
- (2) 委託業務の契約締結日までに参加資格要件等を欠く者となった場合

12 受託候補者順位の繰上げ

受託候補者に委託契約を履行できない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった提案事業者のうち、評価基準総合点が上位であったものから順に委託業務の交渉を行うものとする。

13 問合せ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

- (1) 担当（事務局）及び書類提出先
〒510-0253
三重県鈴鹿市寺家町1170番地
鈴鹿市上下水道局営業課料金グループ
- (2) 電話番号 059-368-1670

(3) FAX 番号 0 5 9 - 3 6 8 - 1 6 8 5

(4) E-mail egyo@city.suzuka.lg.jp